

た」と、Aさんは語った。

Aさんは、それ以前に勤務していたB建装では、石綿含有建材を運搬する作業に従事していたのであった。その前の、C工業においては、ガス管の補修作業を行っていたのであった。パッキンの取り付け、取り外し作業にも従事していたのであるが、パッキンに石綿が含有されていたことは周知の事実である。さらにその前のD鉄工所においては、配管補修作業工事に従事していた。配管の被覆材として石綿が使用されていたことは周知の事実である。

こうした事実について、Aさんは監督官からの2回の聞き取りの中で繰り返し述べており、専門的な知識を有した監督官なら、Aさんが石綿曝露作業に従事したことはすぐに理解できるはずであった。

ところが宇部労働基準監督署は、「スラグ処理場の周辺の電気炉や連铸機で、石綿を使用していた事実は認められるが、飛散する状況ではなかった」として、「石綿曝露を示す医学的所見は認められるが、業務において石綿に曝露したことが認められない」との理由で不支給処分を決定したのだった。

仮に、宇部スチールでの曝露が認められない場合でも、それ以前の職場での石綿曝露は十分考えられるのであり、他署へ移送するのが本来の手順である。宇部署は、そうしたこともせず、不支給処分を決定したのであった。

それに、主治医の所見は「両肺野に粒状影と胸膜ブランクを認める」というものであり、じん肺合併症としての視点での調査も行わなければならないのであるが、そうした調査は全く行わず、二重三重の調査ミスを犯し、不支給処分を決定したのであった。

不支給処分を受け、山口局の監察官と面談し自序取り消しを求めたのだが、「審査請求の手続きを」ということであった。

3月に審査請求を行い、5月末に決定書が届いた。「宇部署が行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消す」との内容であった。とくに新しい事実は何もなく、スラグ処理場の周辺において間接曝露があった、との理由での

認定である。

請求から今回の決定まで1年強の時間を要した。石綿小体が6,435本もあり、ブランクもあるのに、宇部署はそれでも不支給の理由を探そうとしたのであった。被災者に向き合っているのかと聞きたい。

そしてもう一言、今回の取り消し決定において、参与4人のうち2名は「棄却」、2名が「取り消し」相当との意見であった。参与の半数が、このような明らかな案件に対しても棄却相当との意見であったことに驚いた。こうした点についても、山口における問題の根深さを感じさせられた取り消し決定であった。



(ひょうご労働安全衛生センター)

慢性過労導入で認定率61%上昇

韓国●脳心血管疾患の労災認定

慢性過労に関する労災認定基準がつくられていれば、2009年の脳心血管関係疾患の業務上疾病認定率が61%近く増加したという主張が出された。

4月25日に二大労総が共同主催した「どん底に陥った労災保険、このままでいいのか」政策討論会で、ウォン・ジョンウク延世大医科大学教授は「産業災害補償保険法が2008年に改正された以後、脳心血管関係疾患の労災認定率がますます落ちている」

として、このように主張した。脳心血管関係疾患の労災不承認率は、法改正以前の2007年に59.8%（1,934件）だったが、2008年に67.8%、2009年に84.4%に上昇し、昨年85.6%にまで高まった。脳心血管関係疾患の主要な原因として過労が指摘されているのに、実際の労災申請の10件中9件が認められないのが実情である。

ウォン教授は「2008年の脳心血管関係疾患の認定基準改正以後、労災承認率が急激に落ち